

目次

第 1 章 総則	3
第 1 条（本規約の目的）	3
第 2 条（本規約の変更）	3
第 3 条（用語の定義）	3
第 2 章 本サービスの提供	4
第 4 条（本サービスの提供範囲）	4
第 5 条（提供区域）	4
第 3 章 契約	4
第 6 条（契約の単位）	4
第 7 条（契約申込の方法）	5
第 8 条（契約申込の承諾）	5
第 9 条（契約内容の変更）	5
第 10 条（権利の譲渡）	5
第 11 条（契約者の地位の承継）	5
第 12 条（契約者の氏名等の変更の届出）	5
第 4 章 禁止行為	6
第 13 条（営業活動の禁止）	6
第 14 条（著作権等）	6
第 5 章 利用中止等	6
第 15 条（利用中止）	6
第 16 条（利用停止）	6
第 17 条（利用の制限）	6
第 18 条（本サービス提供の終了）	7
第 19 条（契約者による契約解除）	7
第 20 条（当社による契約解除）	7
第 6 章 料金	7
第 21 条（料金）	7
第 22 条（利用料金の支払義務）	7
第 23 条（割増金）	8
第 24 条（延滞利息）	8
第 25 条（料金計算方法等）	8
第 26 条（端数処理）	8
第 27 条（料金等の支払）	8
第 28 条（料金の一括後払）	9
第 29 条（消費税相当額の加算）	9
第 30 条（料金等の臨時減免）	9
第 7 章 損害賠償	9
第 31 条（責任の制限）	9
第 32 条（免責事項）	9
第 8 章 個人情報の取扱	10
第 33 条（個人情報の取扱）	10
第 9 章 雑則	10
第 34 条（利用に係る契約者の義務）	10
第 35 条（設備等の準備）	11
第 36 条（法令に規定する事項）	11
第 37 条（準拠法）	11
第 38 条（紛争の解決）	11
附則（平成 19 年 9 月 13 日東コ営○推第 07-31 号）	11
附則（平成 20 年 1 月 21 日東コ営○推第 07-68 号）	11

附則（平成 20 年 3 月 27 日東コ営○推第 07-94 号）	12
附則（平成 20 年 5 月 22 日東コ営○推第 08-16 号）	12
附則（平成 20 年 6 月 19 日東コ営○推第 08-28 号）	12
附則（平成 20 年 9 月 24 日東コ営○推第 08-43 号）	12
附則（平成 21 年 1 月 19 日東コ営○推第 08-75 号）	13
附則（平成 21 年 5 月 14 日東コ営○推第 09-08 号）	13
附則（平成 21 年 9 月 9 日東コ営○推第 09-26 号）	13
附則（平成 21 年 9 月 28 日東コ営○推第 09-30 号）	14
附則（平成 21 年 10 月 13 日東コ営○推第 09-33 号）	14
附則（平成 22 年 1 月 12 日東コ営○推第 09-50 号）	14
附則（平成 22 年 5 月 13 日東コ営○推第 10-04 号）	14
附則（平成 22 年 6 月 25 日東コ営○推第 10-10 号）	15
附則（平成 22 年 9 月 21 日東コ営 I C T 第 10-15 号）	15
附則（平成 23 年 1 月 27 日東コ営 I C T 第 10-7043 号）	15
附則（平成 23 年 5 月 13 日東コ営 I C T 第 11-0006 号）	16
附則（平成 23 年 5 月 19 日東コ営 I C T 第 11-0010 号）	16
附則（平成 23 年 9 月 27 日東コ営 I C T 第 11-0066 号）	17
附則（平成 24 年 1 月 31 日東コ営 I C T 第 11-0137 号）	17
附則（平成 24 年 2 月 29 日東コ営 I C T 第 11-0164 号）	17
【別紙 1（提供時間）】	18
【別紙 2（本ソフトの動作環境）】	18
【別紙 3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）】	19
【別紙 4（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）】	19
【別紙 5（料金表）】	20
【別紙 6（本ソフトが取得する情報）】	20

第1章 総則

第1条 (本規約の目的)

東日本電信電話株式会社 (以下「当社」といいます。) は、このリモートサポートサービス利用規約 (以下「本規約」といいます。) を定め、これによりリモートサポートサービス (以下「本サービス」といいます。) を提供します。

第2条 (本規約の変更)

当社は、本規約 (別紙を含みます。) を、契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

本規約 (別紙を含みます。) において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
フレッツ	<p>当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款(平成 12 年東企管第 00-51 号。以下「IP 通信網サービス契約約款」といいます。) に定めるメニュー5 (以下の各号に定めるものに限ります。) に係る IP 通信網サービス</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) メニュー5-1 100Mb/s プラン 3-1 I 型 (B フレッツ ハイパーファミリータイプ) (2) メニュー5-1 100Mb/s プラン 3-1 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ) (3) メニュー5-1 200Mb/s プラン 3-1 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ) (4) メニュー5-2 100Mb/s プラン・ミニ グレード 1-1 I 型 (B フレッツ マンションタイプ ミニハイパー 光配線方式) (5) メニュー5-2 100Mb/s プラン・ミニ グレード 1-1 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ ミニ 光配線方式) (6) メニュー5-2 200Mb/s プラン・ミニ グレード 1-1 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ ミニ 光配線方式) (7) メニュー5-2 100Mb/s プラン・ミニ グレード 1-2 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ ミニ VDSL 方式・LAN 配線方式) (8) メニュー5-2 100Mb/s プラン・ミニ グレード 2 I 型 (B フレッツ マンションタイプ ミニ VDSL 方式・LAN 配線方式) (9) メニュー5-2 100Mb/s プラン 1 グレード 1-1 I 型 (B フレッツ マンションタイプ プラン 1 ハイパー 光配線方式) (10) メニュー5-2 100Mb/s プラン 1 グレード 1-1 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン 1 光配線方式) (11) メニュー5-2 200Mb/s プラン 1 (フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン 1 光配線方式) (12) メニュー5-2 100Mb/s プラン 1 グレード 1-2 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン 1 VDSL 方式・LAN 配線方式) (13) メニュー5-2 100Mb/s プラン 1 グレード 2 I 型 (B フレッツ マンションタイプ プラン 1 VDSL 方式・LAN 配線方式) (14) メニュー5-2 100Mb/s プラン 2 グレード 1-1 I 型 (B フレッツ マンションタイプ プラン 2 ハイパー 光配線方式) (15) メニュー5-2 100Mb/s プラン 2 グレード 1-1 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン 2 光配線方式) (16) メニュー5-2 200Mb/s プラン 2 グレード 1-1 II-1 型 (フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ プラン 2 光配線方式) (17) メニュー5-2 100Mb/s プラン 2 グレード 1-2 I 型 (B フレッツ マンションタイプ プラン 2 ハイパー VDSL 方式・LAN 配線方式)

	(18) メニュー5-2 100Mb/s プラン2 グレード1-2 II-1型 (フレッツ 光ネクスト マンションタイプ プラン2 VDSL 方式・LAN 配線方式) (19) メニュー5-2 100Mb/s プラン2 グレード2 I型 (Bフレッツ マンションタイプ プラン2 VDSL 方式・LAN 配線方式) (20) メニュー5-1 100Mb/s プラン3-1 (フレッツ 光ライト (ファミリー)) (21) メニュー5-2 100Mb/s グレード1-1 II-2型 (フレッツ 光ライト マンションタイプ 光配線方式)
フレッツ回線	フレッツに係る契約者回線
フレッツ契約	当社からフレッツの提供を受けるための契約
フレッツ契約者	当社とフレッツの契約を締結している者
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1 (提供時間) に定めるところによります。
本ソフト	契約者のパソコンにインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコンを遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア。本ソフトの動作環境は、別紙2 (本ソフトの動作環境) に定めるところによります。
リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコンを、契約者の要請に基づき当社オペレータがそのパソコンを遠隔操作して行う課題解決等
オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1回30分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービス。カリキュラムは別紙3 (オンラインパソコン教室のカリキュラム) に定めるところによります。
本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行うサービス。
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
IPv6 通信	フレッツにおいて、インターネットプロトコルバージョン6によって行う通信
サービス情報サイト	フレッツの動作確認及び情報提供等を目的として当社が設置・運営するサイト及び電気通信設備

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供範囲)

当社は、契約者から請求があったときは、別紙3 (オンラインパソコン教室のカリキュラム) に定めるカリキュラム及び別紙4 (サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲) に定める機器、ソフトウェア及びサービスについて、本サービスを提供します。

第5条 (提供区域)

本サービスは、本契約の申込みをするフレッツに係るフレッツ契約者が利用しているフレッツ回線の提供区域において提供します。

第3章 契約

第6条 (契約の単位)

1 当社は、1のフレッツ契約につき、1の本契約を締結します。

- 2 契約者は、その本サービスに係るフレッツ契約者と同一の者に限ります。

第7条 (契約申込の方法)

本サービスを申込みときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

- (1) 本サービスに係るフレッツの契約者回線等番号
- (2) その他申込みの内容を特定するための事項

第8条 (契約申込の承諾)

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

第9条 (契約内容の変更)

- 1 契約者は、第7条 (契約申込の方法) 第1項第2号に定める契約内容の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第10条 (権利の譲渡)

- 1 契約者は、本サービスに係るフレッツ回線のフレッツ契約に関する権利の譲渡があったときは、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができます。
- 2 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

第11条 (契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係るフレッツ回線のフレッツ契約者の地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条 (契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 禁止行為

第13条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第14条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第5章 利用中止等

第15条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上又は工的事業上やむを得ないとき。
 - (2) 第17条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社が設置する電気通信設備又は本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のフレッツ等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第13条（営業活動の禁止）、第14条（著作権等）及び第34条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し又はサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (6) 本規約に反する行為であって、本サービス又はフレッツ等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
 - (7) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条（利用の制限）

当社は、IP通信網サービス契約約款第36条に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。）を行なうことがあります。

第 18 条 (本サービス提供の終了)

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条 (契約者による契約解除)

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知して頂きます。

第 20 条 (当社による契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- 1 第 16 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。但し、当社は、第 16 条 (利用停止) 第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
- 2 本契約に係るフレッツ契約について、フレッツ契約の解除又は第 3 条 (用語の定義) に定めるフレッツ以外の IP 通信網サービスの品目又は細目への変更があったとき。
- 3 第 18 条 (本サービス提供の終了) 第 1 項に定めるとき。
- 4 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第 6 章 料金

第 21 条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 5 (料金表) に定めるところによります。

第 22 条 (利用料金の支払義務)

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、別紙 5 (料金表) に規定する月額料金の支払いを要します。また、契約者は、オンラインパソコン教室を利用したときは、別紙 5 (料金表) に規定するオンラインパソコン教室料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合、3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金
3 移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての月額料金

第23条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙5（料金表）の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払って頂きます。

第24条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第25条（料金計算方法等）

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は廃止等があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、その日にその契約の解除又は廃止があったとき。
 - (4) 第22条（利用料金の支払義務）第2項第2号の規定に該当するとき。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第22条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表内1に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第26条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第27条（料金等の支払）

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払って頂きます。

2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

第 28 条 (料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 29 条 (消費税相当額の加算)

第 22 条 (利用料金の支払義務) の規定その他本規約の規定により別紙 5 (料金表) に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 本条において、別紙 5 (料金表) に定める額とされているものは、税抜価格 (消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) によるものとします。

(注2) 別紙 5 (料金表) において税込価格 (税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。) と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) 本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 30 条 (料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第 7 章 損害賠償

第 31 条 (責任の制限)

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします。) にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 32 条 (免責事項)

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社は、本サービスの提供をもって、オンラインパソコン教室で提供する講座内容に関する契約者の完全な理解を保証するものではありません。
- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の内容について保証するものではありません。
- 6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 7 契約者が本サービスの利用により第三者 (他の契約者を含みます。) に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 8 当社は、第 15 条 (利用中止)、第 16 条 (利用停止)、第 17 条 (利用の制限)、第 18 条 (本サービス

- 9 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 10 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第8章 個人情報の取扱

第33条（個人情報の取扱）

- 1 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者へ通知する場合があることについて、同意して頂きます。
- 2 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。
- 3 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別紙6（本ソフトが取得する情報）に規定する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

第9章 雑則

第34条（利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
 - (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - (2) サポートサービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンス又はプロダクト ID、並びにサービスの利用 ID やパスワード等の設定情報等が用意されていること。
 - (3) サポートサービスの実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
- 2 契約者が、リモートサポート又はオンラインパソコン教室の利用の要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
 - (1) リモートサポート及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。
 - (2) サポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコンに予め本ソフトがインストールされていること。
 - (3) 契約者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。
 - (4) 契約者のルータ、セキュリティソフト等がオペレータと本ソフトがインストールされたサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコンの間の IPv6 通信を遮断しないこと。
 - (5) 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
- 3 前2項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。
 - (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
 - (11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 4 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

第 35 条 (設備等の準備)

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、フレッツその他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なフレッツの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 36 条 (法令に規定する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 37 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 38 条 (紛争の解決)

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、契約者の居住する地域の地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則 (平成 19 年 9 月 13 日東コ営○推第 07-31 号)

(実施期日)

- 1 本規約は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 1 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 7 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金 (月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 3 項において同じとします。) について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5 (料金表) に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用の除外)

- 3 当社は、この附則の第 2 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツについて、平成 20 年 1 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 7 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 2 項の規定を適用しません。

附則 (平成 20 年 1 月 21 日東コ営○推第 07-68 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 20 年 2 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 11 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金 (月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。) について、

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用の除外)

- 4 当社は、東コ営〇推第 07-31 号の附則第 2 項及びこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツについて、平成 20 年 5 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 11 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則 (平成 20 年 3 月 27 日東コ営〇推第 07-94 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 31 日から実施します。

附則 (平成 20 年 5 月 22 日東コ営〇推第 08-16 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成 20 年 6 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 21 年 3 月 31 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金 (月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。) について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5 (料金表) に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 当社は、東コ営〇推第 07-31 号 (平成 19 年 9 月 13 日) の附則第 2 項、東コ営〇推第 07-68 号 (平成 20 年 1 月 21 日) の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 20 年 9 月 30 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 21 年 3 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

(その他)

- 5 東コ営〇推第 07-31 号 (平成 19 年 9 月 13 日) の附則第 3 項及び東コ営〇推第 07-68 号 (平成 20 年 1 月 21 日) の附則第 4 項中「本サービス契約者」を「者」に改めます。
- 6 東コ営〇推第 07-31 号 (平成 19 年 9 月 13 日) の附則第 2 項及び第 3 項並びに東コ営〇推第 07-68 号 (平成 20 年 1 月 21 日) の附則第 3 項及び第 4 項中「本サービスの契約」を「本契約」に、「本サービス契約」を「本契約」に改めます。

附則 (平成 20 年 6 月 19 日東コ営〇推第 08-28 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 23 日から実施します。

附則 (平成 20 年 9 月 24 日東コ営〇推第 08-43 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 21 年 7 月 31 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金 (月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。) について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5 (料金表) に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 当社は、東コ営〇推第 07-31 号（平成 19 年 9 月 13 日）の附則第 2 項、東コ営〇推第 07-68 号（平成 20 年 1 月 21 日）の附則第 3 項、東コ営〇推第 08-16 号（平成 20 年 5 月 22 日）の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 21 年 1 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 21 年 7 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則（平成 21 年 1 月 19 日東コ営〇推第 08-75 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成 21 年 2 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 21 年 11 月 30 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金（月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5（料金表）に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 当社は、東コ営〇推第 07-31 号（平成 19 年 9 月 13 日）の附則第 2 項、東コ営〇推第 07-68 号（平成 20 年 1 月 21 日）の附則第 3 項、東コ営〇推第 08-16 号（平成 20 年 5 月 22 日）の附則第 3 項、東コ営〇推第 08-43 号（平成 20 年 9 月 24 日）の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 21 年 5 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 21 年 11 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則（平成 21 年 5 月 14 日東コ営〇推第 09-08 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成 21 年 6 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 22 年 3 月 31 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金（月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5（料金表）に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 当社は、東コ営〇推第 07-31 号（平成 19 年 9 月 13 日）の附則第 2 項、東コ営〇推第 07-68 号（平成 20 年 1 月 21 日）の附則第 3 項、東コ営〇推第 08-16 号（平成 20 年 5 月 22 日）の附則第 3 項、東コ営〇推第 08-43 号（平成 20 年 9 月 24 日）の附則第 3 項、東コ営〇推第 08-75 号（平成 21 年 1 月 19 日）の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 21 年 9 月 30 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 22 年 3 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則（平成 21 年 9 月 9 日東コ営〇推第 09-26 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前の

- 3 平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 1 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 22 年 7 月 31 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金(月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5 (料金表) に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 当社は、東コ営○推第 07-31 号(平成 19 年 9 月 13 日)の附則第 2 項、東コ営○推第 07-68 号(平成 20 年 1 月 21 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 08-16 号(平成 20 年 5 月 22 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 08-43 号(平成 20 年 9 月 24 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 08-75 号(平成 21 年 1 月 19 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 09-08 号(平成 21 年 5 月 14 日)の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 22 年 1 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 22 年 7 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則(平成 21 年 9 月 28 日東コ営○推第 09-30 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

附則(平成 21 年 10 月 13 日東コ営○推第 09-33 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 10 月 22 日から実施します。

附則(平成 22 年 1 月 12 日東コ営○推第 09-50 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 22 年 11 月 30 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金(月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5 (料金表) に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 当社は、東コ営○推第 07-31 号(平成 19 年 9 月 13 日)の附則第 2 項、東コ営○推第 07-68 号(平成 20 年 1 月 21 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 08-16 号(平成 20 年 5 月 22 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 08-43 号(平成 20 年 9 月 24 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 08-75 号(平成 21 年 1 月 19 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 09-08 号(平成 21 年 5 月 14 日)の附則第 3 項、東コ営○推第 09-26 号(平成 21 年 9 月 9 日)の附則第 3 項又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 22 年 5 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 22 年 11 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則(平成 22 年 5 月 13 日東コ営○推第 10-04 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成 22 年 6 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 23 年 3 月 31 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契

約に係る利用料金(月額料金の部分に限ります。以下本項及び第4項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙5(料金表)に定める額に代えて0円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 東コ営○推第07-31号(平成19年9月13日)の附則第2項、東コ営○推第07-68号(平成20年1月21日)の附則第3項、東コ営○推第08-16号(平成20年5月22日)の附則第3項、東コ営○推第08-43号(平成20年9月24日)の附則第3項、東コ営○推第08-75号(平成21年1月19日)の附則第3項、東コ営○推第09-08号(平成21年5月14日)の附則第3項、東コ営○推第09-26号(平成21年9月9日)の附則第3項、東コ営○推第09-50号(平成22年1月12日)の附則第3項、又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成22年9月31日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年3月31日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附則(平成22年6月25日東コ営○推第10-10号)

(実施期日)

この改正規定は、平成20年6月30日から実施します。

附則(平成22年9月21日東コ営ICT第10-15号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成22年10月1日から平成23年1月31日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金(月額料金の部分に限ります。以下本項及び第4項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙5(料金表)に定める額に代えて0円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 東コ営○推第07-31号(平成19年9月13日)の附則第2項、東コ営○推第07-68号(平成20年1月21日)の附則第3項、東コ営○推第08-16号(平成20年5月22日)の附則第3項、東コ営○推第08-43号(平成20年9月24日)の附則第3項、東コ営○推第08-75号(平成21年1月19日)の附則第3項、東コ営○推第09-08号(平成21年5月14日)の附則第3項、東コ営○推第09-26号(平成21年9月9日)の附則第3項、東コ営○推第09-50号(平成22年1月12日)の附則第3項、東コ営○推第10-04号(平成22年5月13日)の附則第3項、又はこの附則の第3項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成22年1月31日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年7月31日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第3項の規定を適用しません。

附則(平成23年1月27日東コ営ICT第10-7043号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成23年2月1日から平成23年5月31日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年11月30日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金(月額料金の部分に限ります。以下本項及び第4項において同じとします。)について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間の利用料金については、別紙5(料金表)に定める額に代えて0円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 東コ営○推第 07-31 号（平成 19 年 9 月 13 日）の附則第 2 項、東コ営○推第 07-68 号（平成 20 年 1 月 21 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-16 号（平成 20 年 5 月 22 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-43 号（平成 20 年 9 月 24 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-75 号（平成 21 年 1 月 19 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 09-08 号（平成 21 年 5 月 14 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 09-26 号（平成 21 年 9 月 9 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 09-50 号（平成 22 年 1 月 12 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 10-04 号（平成 22 年 5 月 13 日）の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 10-15 号（平成 22 年 9 月 22 日）の附則第 3 項、又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 23 年 5 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 23 年 11 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則（平成 23 年 5 月 13 日東コ営 I C T 第 11-0006 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 5 月 16 日から実施します。

附則（平成 23 年 5 月 19 日東コ営 I C T 第 11-0010 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日から実施します。

（料金等の支払い等に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 3 月 31 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金（月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5（料金表）に定める額に代えて 0 円を適用します。

（料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外）

- 4 東コ営○推第 07-31 号（平成 19 年 9 月 13 日）の附則第 2 項、東コ営○推第 07-68 号（平成 20 年 1 月 21 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-16 号（平成 20 年 5 月 22 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-43 号（平成 20 年 9 月 24 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-75 号（平成 21 年 1 月 19 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 09-08 号（平成 21 年 5 月 14 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 09-26 号（平成 21 年 9 月 9 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 09-50 号（平成 22 年 1 月 12 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 10-04 号（平成 22 年 5 月 13 日）の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 10-15 号（平成 22 年 9 月 22 日）の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 10-7043 号（平成 23 年 1 月 27 日）の附則第 3 項、又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 23 年 9 月 30 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 3 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則（平成 23 年 9 月 27 日東コ営 I C T 第 11-0066 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払い等に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 7 月 31 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金（月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとします。）について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5（料金表）に定める額に代えて 0 円を適用します。

（料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外）

- 4 東コ営○推第 07-31 号（平成 19 年 9 月 13 日）の附則第 2 項、東コ営○推第 07-68 号（平成 20 年 1 月 21 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-16 号（平成 20 年 5 月 22 日）の附則第 3 項、東コ営○推第 08-43 号

(平成 20 年 9 月 24 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 08-75 号 (平成 21 年 1 月 19 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 09-08 号 (平成 21 年 5 月 14 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 09-26 号 (平成 21 年 9 月 9 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 09-50 号 (平成 22 年 1 月 12 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 10-04 号 (平成 22 年 5 月 13 日) の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 10-15 号 (平成 22 年 9 月 22 日) の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 10-7043 号 (平成 23 年 1 月 27 日) の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 11-0006 号 (平成 23 年 5 月 19 日) の附則第 3 項、又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 24 年 1 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 7 月 31 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

附則 (平成 24 年 1 月 31 日東コ営 I C T 第 11-0137 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 3 東コ営 I C T 第 11-0066 号 (平成 23 年 9 月 27 日) の附則第 3 項及び第 4 項中「平成 24 年 1 月 31 日」を「平成 24 年 2 月 29 日」に、「平成 24 年 7 月 31 日」を「平成 24 年 8 月 31 日」に、それぞれ改めます。

附則 (平成 24 年 2 月 29 日東コ営 I C T 第 11-0164 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 平成 24 年 3 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日までの間に本契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 11 月 30 日までに当社がその本サービスの提供を開始した場合は、その本契約に係る利用料金 (月額料金の部分に限ります。以下本項及び第 4 項において同じとしします。) について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間の利用料金については、別紙 5 (料金表) に定める額に代えて 0 円を適用します。

(料金等の支払い等に関する経過措置の適用除外)

- 4 東コ営○推第 07-31 号 (平成 19 年 9 月 13 日) の附則第 2 項、東コ営○推第 07-68 号 (平成 20 年 1 月 21 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 08-16 号 (平成 20 年 5 月 22 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 08-43 号 (平成 20 年 9 月 24 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 08-75 号 (平成 21 年 1 月 19 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 09-08 号 (平成 21 年 5 月 14 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 09-26 号 (平成 21 年 9 月 9 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 09-50 号 (平成 22 年 1 月 12 日) の附則第 3 項、東コ営○推第 10-04 号 (平成 22 年 5 月 13 日) の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 10-15 号 (平成 22 年 9 月 22 日) の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 10-7043 号 (平成 23 年 1 月 27 日) の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 11-0006 号 (平成 23 年 5 月 19 日) の附則第 3 項、東コ営 I C T 第 11-0066 号 (平成 23 年 9 月 27 日) の第 3 項、又はこの附則の第 3 項の適用を受けた者が、本契約の解除を行った後に、そのフレッツ回線について、平成 24 年 5 月 31 日までに本契約の申込みを行い、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 24 年 11 月 30 日までに当社が本サービスの提供を開始した場合は、その本サービスに係る利用料金について、この附則の第 3 項の規定を適用しません。

【別紙 1（提供時間）】

当社は、専用受付番号にて 9:00～21:00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別紙 2（本ソフトの動作環境）】

オペレーション システム	<ul style="list-style-type: none"> • Windows® XP <ul style="list-style-type: none"> -Home Edition SP2 以上 -Professional Edition SP2 以上 • Windows Vista® <ul style="list-style-type: none"> -Home Basic -Home Premium -Business -Ultimate • Windows® 7 <ul style="list-style-type: none"> -Starter -Home Premium -Professional -Ultimate <p>※ 日本語版 Windows® OS のみ対応。 ※ 64 ビット版は非対応。</p>
CPU	<ul style="list-style-type: none"> • Windows® XP : 500MHz 以上 (Pentium® II プロセッサと同等以上) • Windows Vista® : 800MHz 以上 • Windows® 7 : 800MHz 以上
メモリ	<ul style="list-style-type: none"> • Windows® XP : 128MB 以上 • Windows Vista® : 512MB 以上 • Windows® 7 : 1GB 以上
HDD	500MB 以上の空き容量（システムドライブ）
LAN	<ul style="list-style-type: none"> • Windows® XP : 100BASE-TX 全二重以上 (NDIS3.0 以上) • Windows Vista® : 100BASE-TX 全二重以上 (NDIS6.0 以上) • Windows® 7 : 100BASE-TX 全二重以上 (NDIS6.0 以上)
その他	<ul style="list-style-type: none"> • Flash® Player 9 以降がインストールされていること • 800 ドット×600 ドット以上の高解像度ディスプレイアダプタ • 回線スピード：1.5Mbps（上り及び下りの実測値）

【注意事項】

- 初期設定の際に当社から発行される証明書の受領を承諾すること
 - 電子証明書（※）の発行・受領台数が累計で 5 台までであること
- ※ 電子証明書とは、リモートサポート機能を使用する際に、サポート対象のパソコンを識別するための電子的な証明書です。電子証明書を受領していないパソコンにおいてリモートサポート機能は動作しません。

【別紙 3（オンラインパソコン教室のカリキュラム）】

本サービスで提供するオンラインパソコン教室のカリキュラム（1カリキュラム概ね30分程度）については、当社が別に定める規定によります。

【別紙 4（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）】

本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定める規定によります。
また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

- サザンクロス PC、ルータ、IP セットトップボックス、テレビ電話[フレッツフォン]、ひかりホームカメラ（クルリモ）等当社提供機器
- パソコン本体、モニタ、キーボード、マウス
- ルータ、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB、ロケーションフリー
- IP セットトップボックス

(2) サポート内容

B フレッツ・フレッツ 光ネクスト・パソコン・テレビ及び家庭内 NW との接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- フレッツ接続ツール、M フレッツ接続ツール等当社提供ソフトウェア
- オペレーションシステム（Windows のみ）
- ブラウザ・メーラ
- メディアプレーヤ
- ウィルス対策

(2) サポート内容

インストール、初期設定、個人での利用を想定した基本的な操作方法

3. サービス

(1) 主なサポート対象

- B フレッツ、フレッツ 光ネクスト、ひかり 電話等当社提供サービス
- プロバイダサービス（インターネット接続、メール）
- その他インターネット上の各種サービス（Web メール、映像配信・交換、音楽ダウンロード 等）

(2) サポート内容

サービス概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要

【別紙 5 (料金表)】

1. 月額料金
500 円 (税込 525 円)

2. オンラインパソコン教室料金
1 カリキュラムにつき 1,800 円 (税込 1,890 円)

【別紙 6 (本ソフトが取得する情報)】

当社は、契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に規定する本ソフトがインストールされた契約者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。なお、契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。

当社は、契約者から取得した以下の情報については、本規約第 33 条 (個人情報の取扱) に従って取り扱います。

1. オペレーションシステムの種類、バージョン
2. クライアント証明書 ID
3. マシン名
4. MAC アドレス
5. ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
6. ハードディスクドライブの空き容量
7. デフォルトブラウザの種類、バージョン
8. デフォルトメールソフトの種類、バージョン
9. CPU 種類、動作周波数
10. メモリ容量
11. ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワード